

訂正書の作成要領

1. 様式

- (1) 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番（横 21 cm、縦 29.7 cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはいけません。
- (2) 余白は、少なくとも用紙の上 6 cm、左右及び下に各々 2 cm をとり、原則としてその左右については各々 2.3 cm を越えないものとしてください。
- (3) 文字は、10 ポイントから 12 ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書いてください。
- (4) 書き方は左横書、1 行は 36 字詰めとし、各行の間隔は少なくとも 4 mm 以上をとり、1 ページは 29 行以内とします。
- (5) 軽微な訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いてください。
- (6) とじ方は左とじとし、容易に分離しないようにとじてください。

2. 手数料について

- (1) 1 件につき 1, 400 円相当額の特許印紙を消印しないで貼付してください。
- (2) その他は、「無効審判請求書の作成要領」の 2. 手数料についてと同じです。同記載を参照してください。

3. 訂正期間及び訂正の範囲について

- (1) 平成 6 年 1 月 1 日以降平成 17 年 3 月 31 日以前の出願に係る実用新案権は、無効審判係属中においては審理終結通知から審決書謄本送達までの期間を除き、願書に添付した明細書（平成 14 年 9 月 1 日以降出願の実用新案登録については、実用新案登録請求の範囲）又は図面について、請求項の削除に限り訂正することができます（平成 16 年改正前実用新案法第 14 条の 2 第 1 項）。
- (2) 平成 17 年 4 月 1 日以降の出願に係る実用新案権は、引き続き上記訂正が可能（実用新案法第 14 条の 2 第 7 項）である他、最初の技術評価請求に対する技術評価書の謄本送達後 2 月を経過するまで、又は、無効審判について最初の答弁書提出期間を経過するまでの、いずれか早い方までの期間であれば、1 回に限り、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について、実用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正、あるいは明りょうでな

い記載の釈明を目的とする訂正をおこなうことができます。（実用新案法第14条の2第1項、同条第2項）

なお、無効審判係属中に、訂正があったときは、その副本は審判請求人に送達されます（実用新案法第39条）。

4. 実用新案登録番号の欄について

- (1) 「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇号」のように訂正する実用新案権の番号を記載してください。
- (2) 実用新案登録無効審判が係属している場合には、実用新案登録番号の下に「（無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇）」のようにその審判番号を括弧して記載してください。

5. 訂正の目的の欄について（平成17年4月1日以降に出願の実用新案登録に係る訂正に適用）

- (1) 実用新案法第14条の2第1項の規定による訂正を行う場合は、「訂正の目的」の欄には、「実用新案登録請求の範囲の減縮」、「誤記の訂正」又は「明りようでない記載の釈明」のようにその訂正の目的を記載してください。訂正の目的が複数ある場合は、「実用新案登録請求の範囲の減縮等」のように記載してください。
- (2) 実用新案法第14条の2第7項の規定による訂正を行う場合は、「訂正の目的」の欄には、「請求項の削除」と記載してください。

6. 実用新案権者の欄について

- (1) 実用新案権の共有者が、その共有に係る権利について訂正をするときは、共有者の全員を記載しなければいけません。
- (2) その他は、「無効審判請求書の作成要領」の6. 請求人の欄についてと同じです。同記載を参照してください。

7. 代理人の欄について

「無効審判請求書の作成要領」の7. 代理人の欄についてと同じです。同記載を参照してください。

8. 削除をする請求項の表示の欄について（平成6年1月1日以降平成17年

3月31日までに出願の実用新案登録に係る訂正、及び、平成17年4月1日以降に出願の実用新案登録のうち、実用新案法第14条の2第7項の請求項を削除する訂正に適用)

「削除をする請求項の表示」の欄には、「請求項1」のように、削除をする請求項に付した番号を記載します。

9. 訂正後の請求項の数の欄について（平成17年4月1日以降に出願の実用新案権のうち、実用新案法第14条の2第8項の請求項を削除する訂正に適用)

訂正後の請求項の数を記載します。実用新案法第14条の2第1項の規定による訂正を行う場合であっても、訂正によって請求項の数を変更するときは、「実用新案権者」の欄の次に「訂正後の請求項の数」の欄（代理人がいる場合にあっては、「代理人」の欄の次に「訂正後の請求項の数の欄」）を設けて、訂正後の請求項の数を記載します。

10. 削除後の請求項の数の欄について（平成6年1月1日以降平成17年3月31日までに出願の実用新案権に係る訂正、及び、平成17年4月1日以降に出願の実用新案権のうち、実用新案法第14条の2第7項の請求項を削除する訂正に適用)

訂正により削除された後の請求項数を記載します。

11. 国以外のすべての者の持分の割合の欄について

(1) 特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る実用新案権であって持分の定めがある場合についての訂正であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「○ 添付書類又は添付物件の目録」の欄の前に「○ 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように持分の割合を記載してください。

(2)その他は、「訂正請求書の作成要領」の12. 国以外のすべての者の持分の割合の欄についてと同じです。同記載を参照してください。

12. 添付書類の目録の欄について

(1) 実用新案法第14条の2第1項の規定により、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をする際は、訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面を、訂正書に添付しなければなりません。

添付した訂正した明細書又は実用新案登録請求の範囲には、訂正により記載を変更した個所に下線を引かなければなりません。

- (2) 無効審判が係属している場合においては、正本1通、副本〇通（審理用1＋相手方の数）を添付し、無効審判が係属していない場合においては、正本1通、副本1通を添付します。
- (3) その他は、「無効審判請求書の作成要領」の12. 添付書類及び提出物件の欄についてと同じです。同記載を参照してください。

13. 承諾書について

実用新案登録の訂正のしようとする実用新案権に、専用実施権者、質権者があるときには、これらの者の承諾を得なければ、実用新案権者は、訂正をすることができません（実用新案法第14条の2第11項で準用する特許法第127条）。

承諾書は（文例）により作成し、訂正書に添付してください。

(文例 1 : 平成 16 年改正法第 14 条の 2 第 1 項適用の場合)

承 諾 書

(令和 年 月 日)

実用新案権者

住 所 (居所)

氏 名 (名称) 殿

専用実施権者

(質 権 者)

住 所 (居所)

氏 名 (名称)

下記の登録実用新案を、訂正書に添付の訂正明細書、実用新案登録請求の範囲
(及び図面) のとおり訂正することについて、承諾いたします。

記

実用新案登録番号

(文例 2 : その他の新実用新案登録の訂正の場合)

承 諾 書	
(令和 年 月 日)	
実用新案権者	
住 所 (居所)	
氏 名 (名称)	殿
専用実施権者	
(質 権 者)	
住 所 (居所)	
氏 名 (名称)	
下記の登録実用新案を、訂正書のとおり訂正することについて、承諾いたします。	
記	
実用新案登録番号	

14. その他

「無効審判請求書の作成要領」の 13. その他と同じです。同記載を参照してください。